



2022年5月13日

各 位

会 社 名 株式会社池田泉州ホールディングス
代表者名 取締役社長 兼 CEO 鶴川 淳
(コード: 8714、東証プライム)
問合せ先 企画総務部長 永井 一生
(TEL. 06 - 4802 - 0013)

資本準備金の減少及びその他資本剰余金の増加に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記の通り、資本準備金の額の減少を行い、同額のその他資本剰余金の額を増加させることについて、2022年6月28日開催予定の定時株主総会に付議することを決議しましたのでお知らせいたします。

記

．資本準備金の額の減少

1．資本準備金の額の減少の目的

(1) はじめに

本件の資本準備金の額の減少は、当社の第1回第七種優先株式(以下「本件優先株式」といいます。)を取得するための財源を確保し、本件優先株式の取得を確実に遂行することを目的とするものであります。後記(2)のとおり、本件優先株式の取得は、当社の企業価値維持・向上、株主の皆様全体の利益に資するものであると考えております。

(2) 第1回第七種優先株式の取得について

当社は、本件優先株式25,000,000株を発行しているところ、当社定款第17条第2項によれば、当社は、2022年7月1日以降の日で取締役会の決議で定める日(以下「本件取得日」といいます。)に、本件優先株式を保有する株主(以下「本件優先株主」といいます。)から法令上可能な範囲で本件優先株式を取得することができることとされています。そして、同項に従って本件優先株式を取得する場合、当社は、本件優先株式を取得するのと引き換えに、本件優先株主に対して、本件優先株式1株につき1,000円に本件優先株式に係る優先配当金の額を本件取得日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から本件取得日の前日(同日を含む。)までの日数で日割計算した額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。)(但し、本件取得日の属する事業年度において本件優先株主等に対して優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。)を加算した額の金銭を支払うこととされています(定款第17条第2項後段・第3項)。

これに対して、当社定款第17条の2第1項によれば、当社は、2025年3月31日に、本件優先株主に対して、その有する本件優先株式数に本件優先株式1株当たりの払込金額相当額を乗じた額を普通株式の時価(当社定款第17条の2第2項本文に定める方法によって算定される時価をいいます。但し、当該時価が同項但書に定める「下限取得価額」を下回る場合には「下限取得価額」とし、当社定款第17条の2第3項に基づく調整が行われない限り、「下限取得価額」は464円です。)で除した数の普通株式を交付することと引き換えに、本件優先株式を取得することも可能とされています。

このように、当社としては、本件優先株式の取得に関して、金銭を対価とする取得条項による方法、普通株式を対価とする取得条項による方法のいずれかを選択することができる状況にあります。当

社としては、以下の各点を理由として、当社定款第17条第2項に基づき、本件取得日に、金銭の支払と引き換えに本件優先株式を取得することを計画しております（以下「本計画」といいます。）。

市場の信頼

当社は、本件優先株式を発行した当初より、本件優先株主に対して、本件優先株式については、当社定款第17条第2項に基づき金銭を対価として取得する予定である旨を説明してまいりました。よって、金銭を対価として本件優先株式を取得することは、市場の信頼に沿うものと考えております。

本件優先株主に対する配当コストの軽減

普通株式を対価として本件優先株式を取得する場合には、2025年3月31日まで1年当たり7億5000万円の優先配当金の支払が必要となりますが、金銭を対価として本件優先株式を早期に取得することにより、かかる本件優先株主に対する配当コストを軽減することができます。

普通株式の希釈化回避

普通株式を対価として本件優先株式を取得する場合には、発行済普通株式が増加し、結果として普通株式が希釈化されることとなりますが、金銭を対価として本件優先株式を取得することにより、かかる普通株式の希釈化を回避することができます。

自己資本比率の維持

金銭を対価として本件優先株式を取得したとしても、当社連結の自己資本比率、並びに株式会社池田泉州銀行の単体及び連結での自己資本比率は、いずれも引き続きパーゼルの定められた基準を満たすことが見込まれています。

このように、本計画は、市場の信頼に沿うものであり、本件優先株主に対する配当コストの軽減及び普通株式の希釈化回避に資するものであるほか、自己資本比率の観点からも問題がないことに鑑み、当社の企業価値の維持・向上及び普通株主の皆様を含む株主の皆様全体の利益に資するものであると考えております。

(3) 取得財源の確保

前記(2)のとおり、金銭を対価として本件優先株式を取得する場合、優先配当金の日割分を除くと、本件優先株主に対して支払うべき金銭は、250億円(=1,000円/株×25,000,000株)となります。そこで、当社は、今般、あらかじめ250億円の財源(その他資本剰余金)を確保し、本計画を確実に遂行するため、後記2のとおり、資本準備金の額を減少させることにつき、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

2. 資本準備金の額の減少の要領

(1) 減少する資本準備金の額

2022年3月31日現在の資本準備金の額65,499,286,962円のうち、25,000,000,000円

(2) その他資本剰余金に振り替える額

前記(1)により減少する資本準備金の額25,000,000,000円を、全てその他資本剰余金に振り替えます。

．資本準備金の額の減少の日程（予定）

1．取締役会決議日	2022年5月13日
2．債権者異議申述公告掲載日	2022年5月23日（予定）
3．債権者異議申述最終期日	2022年6月24日（予定）
4．株主総会決議日	2022年6月28日（予定）
5．効力発生日	2022年6月28日（予定）

．今後の見通し

本件は、当社の業績に影響を与えるものではありません。

以 上